

作業基準

十和田観光電鉄株式会社

(一般旅客定期航路事業)
(旅客不定期航路事業)
(人の運送をする不定期航路事業)

目次

| | |
|-----|-------------|
| 第1章 | 目的 |
| 第2章 | 作業体制 |
| 第3章 | 危険物等の取扱い |
| 第4章 | 乗下船作業 |
| 第5章 | 旅客の遵守事項等の周知 |

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、十和田湖内水域における航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者は、陸上作業員を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導及び渡橋の架下、船舶の離着岸時の綱取り、綱放し、その他旅客の乗下船に関する作業等を行なわせる。

2 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次により行うものとする。

(1) 陸上作業員は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者に報告すること。

(2) 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。

(3) 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業員に指示し、船内作業員に連絡すること。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という）の取扱いは、次によるものとする。

(1) 陸上作業員は、刀剣等の運送の申込があったときは、直ちに、運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。

(2) 運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業員に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒否しなければならない。

3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船準備作業)

第4条 出札係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業等により危害を受けないう、待合所等に待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第5条 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の乗船開始時刻を打合せする。原則として離岸15分前から乗船作業を開始する。

2 船内作業員は渡橋の架設の完了を確認した後、陸上作業員に乗船作業開始の合図をする。

3 陸上作業員は、船内作業員の合図を受けた後、旅客の乗船を開始するよう誘導する。

4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に報告する。

5 船長は前項の連絡を受けたとき、運航管理者に対し船内無線を用いて乗船旅客数及び旅客定員をこえていないことを報告する。

(離岸作業)

第6条 陸上作業員は、渡橋を外し、見送り人等が離岸作業により危害を受けないう退避させ、渡橋上の状況が離岸に支障のないことを確認してから船内作業員に合図する。

2 船長は、すべての離岸準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の静動その他周囲の状況が離岸に

支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離棧、発航する。

3 陸上作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(船内点検)

第7条 船内点検は、別紙発航前検査簿（船内巡視記録簿併用）により実施する。

2 船内点検を実施した乗組員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し、点検結果を発航前検査簿（船内巡視記録簿併用）に記録する。

(着棧準備作業)

第8条 陸上作業員は、船舶の着棧時刻5分前までに綱取り作業及び渡橋の架設等の着棧準備を行う。

(着棧作業)

第9条 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

2 陸上作業員は船内からはなれた係留索の係留作業を迅速、確実に実施する。

3 船長は、船内放送により着棧時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(下船作業)

第10条 船長は、船体が完全に着棧したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は陸上作業員と協力して渡橋を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

3 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(係留中の保安)

第11条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法及び渡橋の保安に十分留意する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第12条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を放送及び掲示等により周知しなければならない。

周知事項の掲示場所は乗船券発売窓口及び旅客待合室とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は、迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第13条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しておかなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

附 則

この規程は、平成20年3月1日より実施する。

改訂 平成22年11月12日（東北不第281、282、283号の追加）

改訂 平成26年 4月 1日（東北不第286号の追加）

改訂 平成27年 3月25日（東北不第290号の追加）